

総合点数の算出方法について

参加希望工事ごとに、経営事項審査を基にした「客観的事項」による客観点数と、町が独自に設定した「主観的事項」による主観点数を合計した総合点数を算出する。

※総合点数は土木一式工事において適用し、これ以外の工事種別においては、総合点数を設けない。

$$\text{総合点数} = \text{客観点数} + \text{主観点数}$$

○土木一式工事

ア) 評点

1) 客観点数

滋賀県が実施した経営審査における総合評定値（P）は次の各項目の点数を採用する。

土木一式工事（希望）：土木一式工事

2) 主観点数

1) の客観点数を基準に以下項目について主観点数を加減点する。

①技術者数

技術者	級および人数	加点
土木施工管理技士	1級 1名	+10
	2級 1名	+5

※営業所については、総技術者点数を本社も含めた営業所数で除した点数（小数点以下切り捨て）

※雇用関係の確認できる技術者の加点とする。ただし、個人事業主および個人事業主と婚姻関係にある技術者は、他社との雇用関係が確認できない場合において加点対象とする。

②工事成績評定

過去4年間における工事成績を反映する。

次の計算式により出した点数 次の計算式により出した点数

〔(工事成績評定点の平均(切上げ) - 60) × 5〕

・・・ -300 ~ +200

※対象工事は、多賀町契約審査会で審査された土木工事案件とする。

(但し、競争入札に付された案件のみとする。)

※過去4年間の工事成績の最終年度は、2月末検査分までとする。

③地域貢献度評定

- a. 災害時における被災地の応急復旧の応援に関する協定書の締結

項目	加点
協定書締結	+ 1 0

※協定書締結者（名簿掲載者）に加点する。

- b. 町道および町内国県道除雪協力

項目	加点
協定書締結	+ 1 0
延長割（町道）	5 km未満 : + 5
	5 km以上 10 km未満 : + 1 0
	10 km以上 : + 1 5

※地域整備課所管および地域整備課で把握している除雪協力者に加点する。

- c. 多賀町の公的機関への参加協力

項目	加点
商工会会員	+ 5
観光協会会員	+ 5

※多賀町商工会・観光協会に加入している者に加点する。

④その他

その他土木事業に対する貢献度について+ 3 0点を限度に加点できるものとする。

項目	加点
土木事業貢献度	+ 3 0

○主観点数の切り替え

- ・切り替えは毎年4月1日に行う。
- ・虚偽記載等が判明した場合は指名停止処分等の措置を行う場合がある。

○基準の改正

- ・この基準は、令和7年4月1日より適用する。
- ・この基準は、多賀町契約審査会の審理を経て改正するものとする。